

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	子ども未来部 子ども政策課	
不利益処分名	家庭的保育事業等に対する事業の認可の取消し	
根 拠 法 令	児童福祉法	
根 拠 条 項	第58条第2項	
連 絡 先	(電話621-5240)	
処 分 基 準	第58条第2項 第34条の15第2項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。	
	基 準	
	参 考 事 項	
設定等年月日	令和3年4月1日設定 (令和 年 月 日最終変更)	